

八子保第53号
令和2年4月27日

八街市内の保育園等に在園する
保護者の勤務先事業主の皆様

八街市長 北村 新司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う保育施設等の臨時休園について

日頃から本市の児童保育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「緊急事態宣言」が発令され、その後、特に重点的に拡大防止に向けた取り組みが必要である特定警戒都道府県に千葉県が含まれたところです。

また、千葉県知事からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、不要不急な外出について広く自粛を要請されております。

本市の保育施設（保育所・認定こども園・地域型保育事業）につきましては、安全に最大限配慮しながら保育を実施してまいりましたが、市内及び県内で感染が拡大していることや、感染を抑える上で「人と人との接触を抑える」ことが最重要であることを踏まえ、いわゆる「3密」になりやすい保育施設において、利用する児童、保護者及び職員の感染リスクを最小限にするための一層の取組が必要な状況となっております。

こうしたことを踏まえ、本市におきましては、令和2年5月1日から5月31日まで、市内の保育施設（公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所）について、臨時休園とすることに決定いたしました。医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子ども等の保育が必要な場合を除き、家庭での保育をお願いしております。

事業者の皆様におかれましては、従業員の方やそのお子様を新型コロナウイルス感染症から守るため、保育施設に児童を預けて働いている保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

八街市 市民部 子育て支援課

保育班 TEL 043-443-1693